

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第2期）

全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026年4月1日～2029年3月31日（3年間）

2. 目標と取り組み内容・実施時期

(1) 職業生活に関する機会の提供に関する目標

○目標1：技術職に女性従業員を1名以上増加させる。

<実施時期・取り組み内容>

- ・ 2026年4月～ 技術職の女性の応募を増やすため、求人サイトへの掲載内容を見直し改定する。

○目標2：非正社員の中から正社員への登用を1名以上実現する。

<実施時期・取り組み内容>

- ・ 2026年4月～ パートタイマー・アルバイトの正社員転換に関する要件を具体化し、登用の希望を出しやすい環境を整える。

(2) 職業生活と家庭生活との両立に関する目標

○目標3：従業員の一月あたりの残業時間を平均15時間以内とする

<実施時期・取り組み内容>

- ・ 2026年4月～ 一般従業員向けに長時間労働に関する研修を実施し、従業員の労務管理に関する知識の底上げを行う
- ・ 2026年4月～ 部門ごとの残業削減の取り組みを全社で共有する